

(要領様式第1号)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第114号
令和7年4月17日

松本市長 臥雲 義尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県長野市桐原一丁目3番5号 株式会社本久 代表取締役 加藤 章	
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設設置許可 産業廃棄物処分業許可（新規）	
条例第41、45、47、50、54、56条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内9817番地1、9822番地、9823番地
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）
	③処理を行う廃棄物の種類	がれき類（特別管理産業廃棄物を除く。）
	④廃棄物の処理施設の処理能力	401.6t/日（50.2t/h:8時間稼働） 破碎機計2台:50.2t/h、63t/h
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後
条例第41、45条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 島内地区平瀬川西町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3条第1項(5)
	⑦関係住民の範囲及びその根拠	(範囲) 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第36条第2項及び条例施行規則第33条第1号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 令和7年7月1日(火)午後7時から 第2回 令和7年7月2日(水)午後7時から (場所) 松本市平瀬川西公民館 長野県松本市大字島内下平瀬7261番地4
	⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県松本市島内7576-1 松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 (期間) 令和7年5月19日(月)まで (土日・祝日その他市の休日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時15分まで

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第42条	○第41条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	提出期限 令和7年5月19日(月) 提出先 〒390-0851 松本市島内7576-1 松本市環境エネルギー部 廃棄物対策課
	第45条	○第44条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	提出期限 年月日() 提出先
	第49条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24号	提出期限 年月日() 提出先 (意見書の写しを松本市にも提出できます)
	第51条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22号	提出期限 年月日() 提出先

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

・ 条例第49条の規定による意見書については、縦覧することを予定しています。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。